

# 千葉県耕作放棄地対策協議会 平成30年度第2回通常総会

日 時：平成31年3月25日（月）

午後2時30分から

場 所：千葉県教育会館 604会議室



第1号議案 平成30年度事業実績見込み(案)及び収支決算見込み(案)について

1 平成30年度事業実績見込み(案)

(1) 事業実績

平成29年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の耕作放棄地は316ヘクタール解消され、前年より997ヘクタール、率にして約8パーセント増加し、12,730ヘクタールとなった。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国交付金)、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金(県単)を有効活用して耕作放棄地の再生を進め、平成30年度は旭市ほか7市町で約7.8ヘクタールが解消された。

(2) 活動実績(案)

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	6市町村 (H30.4.1現在で未設置市町村)	H30.4.1時点で、習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市が未設置

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
①地域協議会への指導 ②関係機関・団体への指導	通 年	47協議会 53市町村 53農業委員会	制度周知、交付金活用推進及び地域協議会による解消に向けた取組への指導・助言

ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	啓発対象	提供方法	備 考
①リーフレットの作成 や市町村広報紙を活用し、 制度・施策等の啓発	①県民・ 市町村民	①印刷物、電子 ファイル、県ホ ームページ	①研修会等での配 付、地域協議会への配 付、千葉県HPへの掲載、
②関係機関等への説明	②農業委員 会担当者	②耕作放棄地対 策研修会での説 明及び資料配布	②平成30年7月12日 ～8月3日 参加者延べ56名
③農業者への周知	③農業委員 会、農地利 用最適化推 進員	③耕作放棄地関 連施策につい ての説明及び資料 配布	③平成30年5月8日 ～平成31年2月12 日 参加者延べ946名

エ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成30年 5月18日	平成29年度下半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
監査	平成30年 5月28日、 29日	平成29年度事業実績及び収支決算に係る 会計監査
第1回幹事会	平成30年 6月7日	平成30年度第1回通常総会に付議すべき事項
第1回通常総会	平成30年 6月14日	平成29年度事業実績及び収支決算 平成30年度補正収支予算 規約等の一部改正
内部監査	平成30年 10月25日	平成30年度上半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成31年 3月7日	平成31年度第2回通常総会に付議すべき事項
第2回通常総会	平成31年 3月25日	平成31年度事業実績見込み(案)及び 収支決算見込み(案) 平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)

## 2 平成30年度 収支決算見込みについて【案】

1 期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 2 会計別収支

#### (1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度 予算額(最終)(A)	本年度 決算額(B)	差引(A-B)	備考
<b>収入の部</b>				
1 国庫交付金積立資金	50,024,258	50,024,258	0	前年度繰越額
2 県補助金	24,500,000	2,693,551	21,806,449	県補助金
3 雑収入	0	472,500	▲ 472,500	地域協議会 返納[国費・県費]
収入計	74,524,258	53,190,309	21,333,949	
<b>支出の部</b>				
1 地域協議会交付金[国基金]	45,324,258	12,199,632	33,124,626	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	24,500,000	2,693,551	21,806,449	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	4,700,000	18,940	4,681,060	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	38,120,686	▲ 38,120,686	次期繰越
6 県返納金	0	157,500	▲ 157,500	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	0	0	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	74,524,258	53,190,309	21,333,949	

#### (2)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度 予算額(最終)(A)	本年度 決算額(B)	差引(A-B)	備考
<b>収入の部</b>				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
<b>支出の部</b>				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

平成30年度 耕作放棄地対策国交付金実績

No	地域	地域協議会		再生面積(a)	国交付金(円)	県交付金(円)	対象作物名	備考
1	東葛	野田市	法人	95	1,557,500	475,000	飼料用米	中間管理事業により権利設定
2	印旛	八街市	個人	111	555,000	277,500	落花生	
3		八街市	個人	65	325,000	182,500	飼料用作物	一部、中間管理事業により権利設定
4		八街市		28	140,000	70,000	デントコーン	中間管理事業により権利設定
5		香取	香取市	法人	39	1,040,000	195,000	稲WCS
6	海匝	旭市	個人	-	417,005	-	稲WCS	前年度に再生。今年度は施設等保管整備(暗渠の設置)のみを実施
7		旭市	個人	11	4,217,500	55,000	キュウリ・トマト	
8		旭市	個人	24	599,250	120,000	施設野菜	
9		旭市	法人	60	482,102	241,051	稲WCS	
10		旭市	法人	33	1,001,275	165,000	ブロッコリー	
11	山武	芝山町	個人	41	205,000	102,500	ブロッコリー	
12	夷隅	いすみ市	個人	260	1,560,000	780,000	飼料用米	中間管理事業により権利設定
13	君津	袖ヶ浦市	個人	20	100,000	50,000	飼料用米	
合計				787	12,199,632	2,693,551	田480a、畑307a	

第2号議案 平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 平成31年度事業計画（案）

(1) 事業計画（案）

平成29年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の耕作放棄地は316ヘクタール解消され、前年より997ヘクタール、率にして約8パーセント増加し、12,730ヘクタールとなった。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

当協議会は国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（以下、基金事業）を活用し、耕作放棄地対策に取り組んできたが、基金事業が平成30年度をもって完了した。そのため、本年度は基金事業の完了手続きを進める。

また、県単事業等、各種耕作放棄地対策の周知、及び農地利用最適化推進委員の現場活動の活性化により、地域単位の耕作放棄地対策の推進を図る。

(2) 活動計画（案）

ア 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
地域協議会への指導 関係機関・団体への指導	通 年	47 協議会 53 市町村 53 農業委員会	協議会解散、規約変更に向けた手続きの指導・助言

イ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	配布先	提供方法	備 考
①リーフレットの作成、制度・施策等の啓発	①県民・市町村民	①印刷物、電子ファイル、県ホームページ	①農家等への個別啓発リーフレット
②関係機関等への説明	②関係機関担当者	②耕作放棄地関連施策の説明及び資料配布	②JA、市町村、市町村農業委員会等

ウ 農地利用最適化推進委員による農地等の利用最適化活動の推進

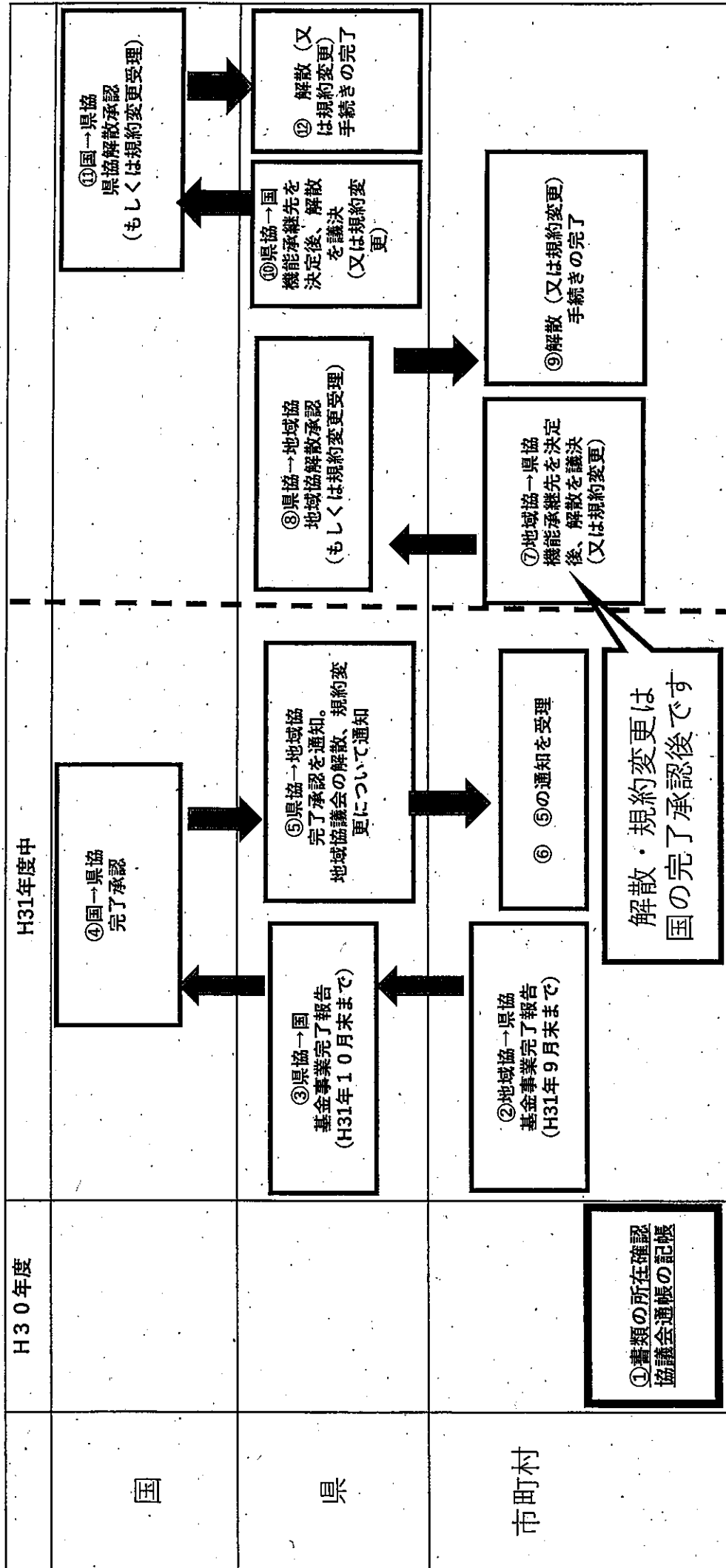
内 容
地域を代表する農業委員・農地利用最適化推進員に対し、耕作放棄地問題を啓発するため、研修会を実施する

エ 総会等の開催

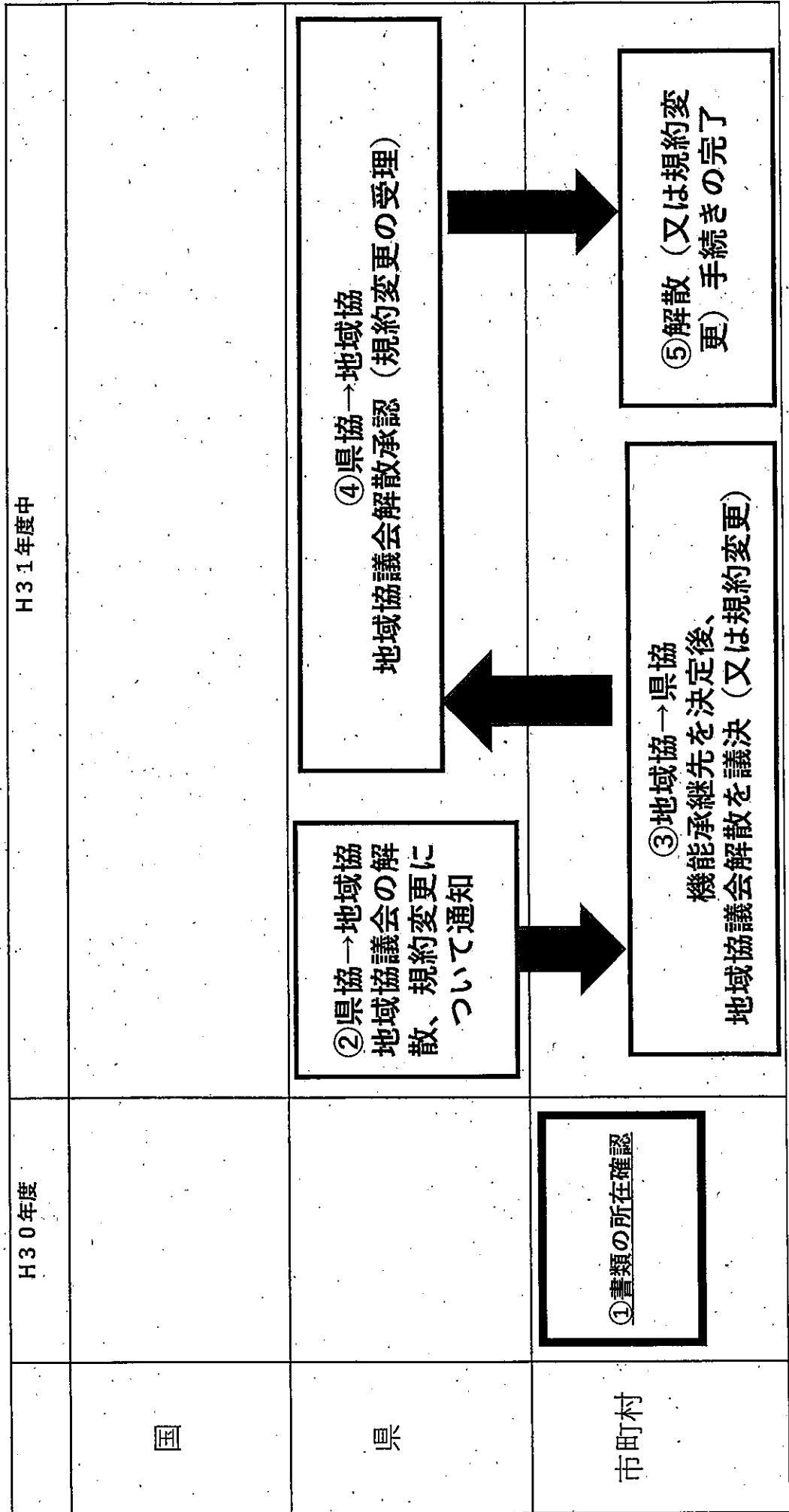
内 容	時 期	概 要
内部監査	平成31年 5月上旬	平成30年度下半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
監査	平成31年 5月上旬	平成30年度事業実績及び収支決算に係る 会計監査
第1回幹事会	平成31年 5月中旬	平成31年度第1回通常総会に付議すべき 事項
第1回通常総会	平成31年 5月下旬	平成30年度事業実績及び収支決算（案） 平成31年度補正収支予算（案）
内部監査	平成31年 10月下旬	平成31年度上半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成32年 3月中旬	平成31年度第2回通常総会に付議すべき 事項
第2回通常総会	平成32年 3月下旬	平成31年度収支決算（案） 県協議会の解散（又は規約変更）



基金事業完了～県協議会・地域協議会解散までの流れ（案）（事業を実施した市町村）



基金事業完了～県協議会・地域協議会解散までの流れ（案）（事業未実施市町村）



## 2 平成31年度 収支予算【案】

1 期間:平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### 2 会計別収支

#### (1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度 予算額(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	38,120,686	50,024,258	▲ 11,903,572	前年度繰越額
2 県補助金	0	24,500,000	▲ 24,500,000	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	38,120,686	74,524,258	▲ 36,403,572	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	0	45,324,258	▲ 45,324,258	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	0	24,500,000	▲ 24,500,000	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	0	4,700,000	▲ 4,700,000	地域+県
4 国交付金返納支出金	38,120,686	0	38,120,686	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	0	0	次期繰越
6 県返納金	0	0	0	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	0	0	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	38,120,686	74,524,258	▲ 36,403,572	

#### (2)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度 予算額(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

耕作放棄地対策に係る国交付金廃止の経緯について

～ H30

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (H21～H30)

→ 平成 30 年度で事業終了

- ・ 都道府県協議会に基金を設置し、取り崩して事業を実施
- ・ 交付金の流れ： 国 → 都道府県協議会 → 地域協議会 → 取組主体
- ・ 対象農地は 1 号遊休農地（荒廃農地 A 分類）  
【農振白地の畑は除く】
- ・ 事業内容は、再生作業、土壌改良、営農定着、施設等補完整備（暗渠、農道、ハウス、農業用機械の整備等）等

H31 ～

荒廃農地等利活用促進交付金 (H29～H33)

→ 当初千葉県は H31～活用の予定であった。

- ・ 毎年国から補助金交付を受けて実施
- ・ 交付金の流れ： 国 → 都道府県 → 市町村 → 取組主体
- ・ 対象農地は 1 号遊休農地及び 2 号遊休農地
- ・ 事業内容は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金とほぼ同じ
- ・ 総事業費は 200 万円/取組/年 未満

平成 30 年度で事業終了

H31～千葉県耕作放棄地再生推進事業（県単）

で耕作放棄地再生の取り組みを支援

## 千葉県耕作放棄地再生推進事業の概要

### 1 事業目的

農地面積の減少や農村を中心とした高齢化・人口減少が進む中で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保と有効利用を推進していくことが重要となっている。

そこで、耕作放棄地を解消・再生する取組みを支援することで、耕作放棄地の活用を図り、耕地面積の維持に努めるとともに、農産物の生産拡大につなげていく。

### 2 平成31年度予算額

25,000千円

### 3 補助金の流れ

県 → 市町村 → 事業実施主体（農業事務所は進達）

### 4 事業実施主体

農業者、農業者等の組織する団体

### 5 事業対象農地

農業振興地域内の1号遊休農地、2号遊休農地

### 6 事業内容

再生作業（障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等）に要する経費を支援

### 7 補助率

（定率）県：1/4、市町村：1/4

【集約化要件※満たす場合】

県：1/2、市町村：1/4

※集約化要件

当事業による再生作業の事業対象地が1号遊休農地かつ1ha以上

### 8 事業実施期間

平成31年度～平成33年度

### 9 補助金の交付について

事業費の1/4を市町村が補助する事業が対象となるため、事業を実施する際には、市町村において交付要綱の作成及び予算措置が必要となります。

# 千葉県 荒廃農地の面積 調査結果 (平成29年)

市町村名	再生利用が可能な荒廃農地 A分類		再生利用が困難と 見込まれる荒廃農地 B分類  (判断未了含む)		荒廃農地 計		平成29年に 再生利用(解消) された面積	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	16	7	853	191	869	198	8	4
習志野市	3	1			3	1		
市原市	214	52	780	62	994	114		
八千代市	83	68	18	12	101	80	13	10
市川市	18	1			18	1	2	
船橋市	80	45			80	45	3	1
松戸市	4				5		1	
野田市	86	9			86	9		
柏市	46	17	6		52	17		
流山市	4		13		17			
我孫子市	25	15	11	3	36	18	4	4
鎌ヶ谷市	2		1		3			
成田市	865	425			865	425	47	30
佐倉市	227	111	35		261	112	5	1
四街道市	57	32	1		57	32	1	
八街市	144	82	7	3	151	85	17	5
印西市	130	48	93	2	223	50	8	
白井市	196	116			196	116	17	9
富里市	42	32	24	9	66	40	2	1
酒々井町	43	8	4		47	8	2	1
栄町	24	15			24	15	2	2
香取市	515	274			515	274	22	11
神崎町	8	4	9		18	4	1	1
多古町	232	189			232	189	16	14
東庄町	147	101			147	101	18	9
銚子市	326	152			326	152	2	2
旭市	84	48	169	117	253	164	2	1
匝瑳市	137	116	116	82	253	197	9	9
東金市	17	12			17	12		
山武市	1	1	6	2	7	3	1	1
大網白里市	5	3	21	10	26	13	4	2
九十九里町	20	15	88	32	108	47		
芝山町	144	10			144	10		
横芝光町	46	34	60	30	105	65	3	2
茂原市	330	188			330	188	9	7
一宮町	27	49	53	21	80	70		
睦沢町	75		83	0	159	0	2	
長生村	33	22	7	2	40	24		
白子町	33	24			33	24	2	1
長柄町	187	69	194	54	381	124	4	3
長南町	85	21			85	21	3	1
勝浦市	163	116	699	377	862	493	4	2
いすみ市	231	78	644	48	875	126		
大多喜町	102	53	104	47	206	100	12	11
御宿町	101	19	57	1	159	20		
館山市	64	37	477	36	540	73	2	1
鴨川市	93	42	797	285	890	327		
南房総市	7	5	4	1	11	5	8	8
鋸南町	83	51	328	35	411	86	23	12
木更津市	80	48	258	39	338	87	6	3
君津市	60	34	520	76	580	110	25	14
富津市	129	49			129	49		
袖ヶ浦市	68	34	245	57	313	91	2	1
合計	5,945	2,981	6,785	1,633	12,730	4,614	316	186

注) A分類: 抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの(農地法第30条第3項第1号に該当する農地)

B分類: 農地・非農地判断基準第3の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが見込まれないものに相当するもの  
端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

斜線: 農用地区域が設定されていません。

千葉県 荒廃農地の面積 調査結果(平成29年)  
[再生利用(解消)面積 内訳]

市町村名	ア(営農再開)		イ(基盤整備後営農再開)		ウ(保全管理)		合計=ア+イ+ウ	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市					7	3	8	4
習志野市								
市原市								
八千代市	6	3			7	6	13	10
市川市					2		2	
船橋市					3	1	3	1
松戸市					1		1	
野田市								
柏市								
流山市								
我孫子市	4	4					4	4
鎌ヶ谷市								
成田市	47	30					47	30
佐倉市					5	1	5	1
四街道市							1	
八街市	17	5					17	5
印西市	8						8	
白井市					17	9	17	9
富里市	2	1					2	1
酒々井町					2	1	2	1
栄町	2	2					2	2
香取市	6	4			16	7	22	11
神崎町	1	1					1	1
多古町	2	2			14	12	16	14
東庄町	4	2			14	7	18	9
銚子市	2	2					2	2
旭市					1	1	2	1
匝瑳市	4	3			6	5	9	9
東金市								
山武市	1	1					1	1
大網白里市	1	1			3	2	4	2
九十九里町								
芝山町								
横芝光町	1	1			2	2	3	2
茂原市	9	7					9	7
一宮町								
睦沢町					2		2	
長生村								
白子町	1				1	1	2	1
長柄町	4	3					4	3
長南町	1				2		3	1
勝浦市	4	2					4	2
いすみ市								
大多喜町	12	11					12	11
御宿町								
館山市	2	1					2	1
鴨川市								
南房総市	8	8					8	8
鋸南町	23	12					23	12
木更津市	2	1			4	2	6	3
君津市	3	2			22	12	25	14
富津市								
袖ヶ浦市	1	1			1		2	1
合計	180	112	0	0	136	74	316	186

注) A(営農再開):実際に営農が再開されたもの。  
 B(基盤整備後営農再開):基盤整備事業等が開始又は完了されており、事業完了後の営農再開の予定があるもの。  
 C(保全管理):A又はBのいずれにも該当しない場合。(その他草刈り・耕起等)  
 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。  
 斜線:農用地区域が設定されていません。





# 千葉県耕作放棄地対策協議会規約

平成 20 年 11 月 27 日制定

平成 30 年 6 月 14 日最終改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、千葉県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 県協議会は、主たる事務所を千葉県農林水産部農地・農村振興課内（千葉市中央区市場町 1 番 1 号）に置く。

(目的)

第 3 条 県協議会は、地域の大切な資源である農地の有効活用を図るため、荒廃農地の再生利用の着実な推進等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 荒廃農地再生利用に関すること。
- (2) 地域耕作放棄地対策協議会に対する指導・助言に関すること。
- (3) 荒廃農地再生利用のための検討会の開催、制度・施策等の啓発・普及に関すること。
- (4) 千葉県耕作放棄地対策基本方針及び千葉県耕作放棄地再生利用推進計画の策定及び推進に関すること。

## 第 2 章 会員等

(県協議会の会員)

第 5 条 県協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 千葉県
- (2) 一般社団法人千葉県農業会議
- (3) 公益社団法人千葉県園芸協会
- (4) 千葉県農業協同組合中央会
- (5) 千葉県土地改良事業団体連合会

(届出)

第 6 条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地

及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならぬ。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 第1項の役員は次の者とする。

- (1) 会 長 千葉県農林水産部農地・農村振興課長の職にある者
- (2) 副会長 一般社団法人千葉県農業会議事務局長の職にある者
- (3) 監 事 千葉県農業協同組合中央会農業・地域振興部長の職にある者  
千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、5年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の変更の特例)

第10条 役員の仕事する機関の組織改正等により、第7条第2項各号に掲げる職名に変更があった場合は、第17条の規定にかかわらず、当該職名を変更後の職名に改正するものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事することが出来る。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議

決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 総会は、県協議会の目的を達成する上で緊急を要する等会長が必要と認めたときは、書面により開催できるものとする。

(総会の招集)

- 第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
  - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
  - 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 第 4 条の事業の実施に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。ただし、書面による総会については決裁文書等の証拠書類を議事録とみなす。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 幹事会

### (幹事会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第3項の事務局長及び第5条に掲げる会員が推薦する者をもって組織する。
- 3 幹事長は第22条第3項の事務局長が兼ねるものとする。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

### (幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。
  - 3 幹事会のもとに専門委員会を置くことができる。
    - (1) 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
    - (2) 専門委員会は、幹事会において必要と認めた事項について検討する。

## 第6章 事務局等

### (事務局)

第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、千葉県農林水産部農地・農村振興課内に事務局を置き、事務局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。

- 2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長補佐を置く。
- 3 事務局長は、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者とし、事務局長補佐は農地・農村振興課副課長の職にあるものとする。
- 4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。

### (業務の執行)

第23条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程

- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 荒廃農地再生利用に係る国からの交付金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 1 号、同条 2 号のその他収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を関東農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては関東農政局長に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年11月27日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この

規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

- 5 平成 21 年 4 月 20 日 規約の一部改正
- 6 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 平成 24 年 3 月 22 日一部改正
- 8 平成 24 年 6 月 5 日一部改正
- 9 平成 26 年 3 月 26 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 5 条（3）に掲げる者については、平成 26 年 4 月 1 日以降に、公益社団法人千葉県園芸協会が千葉県知事から農地中間管理機構の指定を受けた後に適用する。

- 10 平成 28 年 3 月 23 日一部改正、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 平成 28 年 5 月 24 日一部改正
- 12 平成 29 年 6 月 12 日一部改正
- 13 平成 30 年 6 月 14 日一部改正